

契 約 書(案)

- 1 契約業務の名称 金融市場情報提供サービスの提供
- 2 契 約 期 間 令和6年(2024年) 4月 1日から
令和7年(2025年) 3月 31日まで
- 3 契約業務料 金 円 [月額 金 円]
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金 免除

上記契約業務について、北海道（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和6年(2024年) 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者 北海道
北海道知事 鈴木 直道

住 所
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙仕様書に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約期間において業務を処理し、発注者は、その対価である契約業務料を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して受注者と発注者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 受注者は契約業務料をこの業務に係る用途以外に使用してはならない。

8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約業務料の請求及び支払)

第3条 受注者は、本サービス提供後、発注者に対して1ヶ月ごとに契約業務料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約業務料を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により第2項の契約業務料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

4 契約業務料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第5条 発注者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度（以降）の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(発注者の任意解除権)

第6条 発注者は、次条及び第8条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに発注者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。
- (2) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務契約料債権を譲渡したとき。
- (8) 第10条又は第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第9条 第7条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の任意解除権）

第10条 受注者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第12条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約業務料の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第7条又は第8条(第1号を除く。)の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 発注者は、実際に生じた損害の額が第1項の業務委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

(契約業務の処理に関する損害賠償)

第14条 受注者は、その責めに帰すべき理由により契約業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 受注者は、契約業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第16条 発注者は、受注者が第8条第1号に該当すると認められる場合は、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約業務料の10分の1に相当する額を請求することができる。

(加算金)

第17条 発注者は、受注者が第8条第1号に該当すると認められる場合であって、契約業務料を過大に受領しているときは、当該契約業務料の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 発注者は、前項の返還を請求する際には、契約業務料を受領した日の翌日を起算日として、返還までの日数に応じ、当該返還金額につき年 10.95パーセントの割合で計算した金額を加算金として請求することができる。

(知的財産権)

第18条 発注者は、情報のうち著作権等の権利性を有するものについては、当該権利が受注者または受注者の情報源に帰属すること、および情報が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものではないことを認める。

2 発注者は、受注者または受注者の情報源が本サービスに含まれる情報に使用している商号または商標に関する一切の権利は、受注者または受注者の情報源に帰属することを認め、自己の商号もしくは商標または自己の事業に関連して当該名称を使用してはならない。

(免責)

第19条 受注者は、本サービスの提供が迅速かつ正確に行われるようにするが、その正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因を問わず、いかなる責任も負わない。発注者は、受注者の情報源に対し、当該情報の正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も問わない。

2 発注者は、本サービスの利用に関連して第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、受注者及び受注者の情報源に対しなんらに迷惑もかけない。

3 受注者は、以下の事象から生ずる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の喪失またはその金銭的損害を含むがこれらに限定されない。）について、一切責任を負わない。

- (1) マニュアルとは異なる発注者の操作から引き起こされる障害によるもの。
- (2) 受注者のソフトの使用結果または使用不能の結果生ずるもの。
- (3) 受注者のソフトのバグ、エラー、脱落、欠陥から生ずるもの。
- (4) 上記(3)から二次的に引き起こされる障害によるもの。
- (5) 発注者のシステムが原因によるもの。

4 受注者は、情報提供に必要な作業（機器の設置、保守等を含むがこれに限らない。）を行うが、当該作業前に受注者のシステムに設定されていた環境の破壊、蓄積情報の喪失、又はその他発注者のシステムの障害が発生した場合でも受注者は責任を負わない。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。